

建築士 定期講習

第1章 建築物の建築に関する法令に関する科目

～なぜ、定期講習会を受講しなければならないのか？～

平成17年11月に明らかになった構造計算書偽造事件は、一級建築士が構造計算書を偽造し、多くのマンション等の耐震性に大きな問題を発生させたものであり、多数の住民の安全と居住の安定に大きな支障を与えただけでなく、国民の間に建築物の耐震性に対する不安と建築業界への不信を広げることとなりました。

この問題では、本来法令を遵守すべき資格者である建築士が職業倫理を逸脱して構造計算書の偽装を行い、その偽装を設計図書を作成、建築確認、工事施工等のそれぞれの段階で、元請け設計者、指定確認検査機関、建築主事等のいずれも見抜くことが出来ず、建築確認・検査制度等への国民の信頼を失墜させたことは、極めて深刻な状況であると認識されました。

このような状況を踏まえ、再発防止策を講じ、一日も早く国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、建築基準法・建築士法等の法令上の問題をはじめ建築・住宅行政上の諸問題を検証し、制度の見直しに早急に取り組むことが求められました。

一方、建築士の資質、能力の向上、専門分野別の建築士制度の導入など建築士制度に係る課題等については、その社会的必要性や実効性、見直しの具体的内容や方法等について更なる検討が必要であることから、社会資本整備審議会建築分科会の中間報告においては、「施策の実現に向けて引き続き検討すべき課題」として位置づけられました。これを受け、基本制度部会においては、平成18年8月末に「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」最終報告をとりまとめ、

- 建築士制度の抜本的な見直し
- 新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実行性の確保
- 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関係情報の管理・提供体制の整備等について取り組むことが強く求められました。

これを踏まえ、国土交通省では「建築士法等の一部を改正する法律」を平成18年12月20日公布、「建築士等に対する研修の実施」が平成20年11月28日施行されました。

平成20年改正建築士法・政省令等の解説（編集 国土交通省住宅局建築指導課）より

今回の問題で明らかになったのは、「建築士の能力や職業倫理が低下し、一級建築士が故意に構造計算書の偽造を行ったという建築士側の課題」であるため、国民の信頼を回復するために、建築士制度の見直しが行われ、その一環として定期講習会の受講が義務付けられました。

第1節 建築基準法（関連法規）

1. 建築法体系の概要・最低基準の法

（目的）

第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

建築物を定めたのが建築基準法であり、建築士（人）を定めたのが建築士法です。

建築基準法の目的とは、建物を建てることにより多くの人々の生命・健康・財産を守ることです。そのため、敷地、構造、設備、用途に対し最低限従わなければならない規定を定めています。

しかし、最終目的の「公共の福祉の増進」には、建築物が最低基準を守るだけでは目的は達し得ません。そこで、建築士法の目的を「建築士に建築物の質の向上を寄与させる事」とし、両法により建築体系をつくり上げました。

2. 建築基準法の経緯について

建築基準法の制定・主な改正経緯

大正 8年（1919年）	市街地建築物法公布
昭和25年（1950年）	建築基準法公布
昭和25年（1950年）	建築士法公布
昭和34年（1959年）	耐火建築物等の規定・内装制限の新設、定期検査・報告制度の新設
昭和43年（1968年）	都市計画法公布
昭和45年（1970年）	8種の用途地域規定、容積率規制・隣地斜線制限の全域適用、北側斜線制度の新設
昭和56年（1970年）	新耐震設計法に移行
平成 4年（1992年）	木造建築物の規制の見直し（準耐火構造・準耐火建築物の新設）、12種の用途地域規定
平成 6年（1994年）	高齢者、身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）公布
平成 7年（1995年）	建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）公布
平成10年（1998年）	建築基準の性能規定化、建築確認・検査の民間開放、中間検査の導入、型式適合認定等の規定新設
平成11年（1999年）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）公布

建築基準法の基礎となる市街地建築物法が大正8年、昭和25年に今の建築基準法（以下：基準法）が誕生しました。

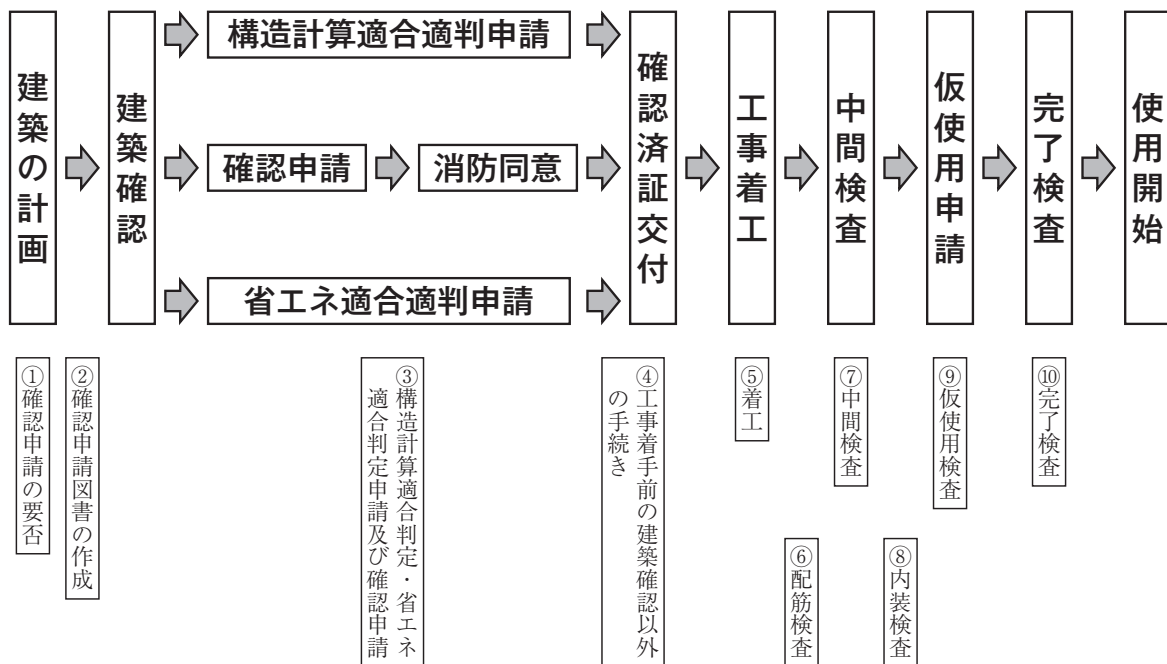
さらに、昭和34年耐火建築物の規定、45年に用途地域、53年の宮城県沖地震をきっかけに56年に新耐震設計法に移行されました。

平成10年に建築確認・検査の民間開放が行われました。

3. 建築物を使用するまでの手続き

従前は「建築計画→建築確認→工事着工→中間検査→完了検査→使用開始」であったが、構造計算適合性判定・省エネ適合性判定制度が加えられ、仮使用検査の民間開放も実施されるなど、手続きの流れも概ね次のようになっています。

Point



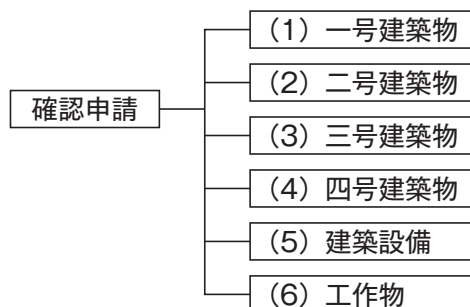
(1) 確認申請の要否

【建築物の建築等に関する申請及び確認】

第6条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

建築主は建築物を建てる場合、工事に着手する前に確認申請を提出し、確認済証の交付を受けなければなりません。確認申請が必要な建築物は大

大きく4つに分類することができ（基準法6条1項一号、二号、三号、四号）、その他一定の建築設備や工作物についても準用されています。



① 一号建築物

基準法別表1の特殊建築物で床面積が200㎡を超える建築（新築、増築、改築、移転）、大規模な修繕、模様替をする場合、又は用途変更をする場合に確認済証の交付が必要となります。

<法別表1>（法6条1項一号）

(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるもの）、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎、共同住宅、〔児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）〕（令115条の3第一号）
(3)	学校、体育館、〔博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場（令115条の3第二号）〕
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、〔公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗で床面積10㎡超（令115条の3第三号）〕
(5)	倉庫
(6)	自動車車庫、自動車修理工場、〔映画スタジオ、テレビスタジオ（令115条の3第四号）〕

Point

ただし、次の類似の用途相互間の変更は確認済証の交付を必要としませんが、これには除外となる地域があります（基準法令137条の18）。つまり、除外地域では類似の用途相互間であっても確認済証の交付が必要となります。

号	類似の用途相互間	※例外となる地域
一	劇場、映画館、演芸場	
二	公会堂、集会場	
三	診療所（患者の収容施設があるもの）、児童福祉施設等	低層住専
四	ホテル、旅館	
五	下宿、寄宿舎	
六	博物館、美術館、図書館	低層住専
七	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	中高層住専 工業専用
八	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	
九	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー	準住居・近隣商業
十	待合、料理店	
十一	映画スタジオ、テレビスタジオ	